

○和泉市教育委員会会議規則

昭和39年7月11日

教委規則第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、和泉市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議その他委員会の議事運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（平13教委規則9・平27教委規則3・一部改正）

第2条 削除

（平27教委規則3）

(教育長職務代理者の選任)

第3条 教育長に事故があるとき、又は欠けたときは前任の委員（前任の委員が2人あるときは、これらのうち年長者）がその職務を代理する。

（平13教委規則9・平27教委規則3・一部改正）

第2章 会議

(会議)

第4条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月1回招集する。

3 臨時会は、教育長が必要と認めた場合又は委員 2 人以上から会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があった場合にこれを招集する。

(平 1 3 教委規則 9 ・全改、平 2 7 教委規則 3 ・一部改正)

(招集)

第 5 条 教育長は、会議の日前 3 日までに会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件を告示するとともに書面で委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

2 会議招集告示後に急施を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず直ちにこれを会議に付議することができる。

(平 2 7 教委規則 3 ・一部改正)

(委員の会議出席の義務)

第 6 条 委員は、招集の当日指定の時刻までに指定の場所に参集しなければならない。

2 委員は、招集に応ずることができないときは、その理由を付して会議開催までに教育長に届け出なければならない。

(平 1 3 教委規則 9 ・平 2 7 教委規則 3 ・一部改正)

(会議の公開)

第 7 条 会議は、法第 1 4 条第 7 項ただし書の規定により公開しないこととした場合を除き、これを公開する。

(平 1 3 教委規則 9 ・全改、平 2 7 教委規則 3 ・一部改正)

(会議の開閉)

第 8 条 開会及び閉会は、教育長が行う。

(平 1 3 教委規則 9 ・平 2 7 教委規則 3 ・一部改正)

(会議の順序)

第9条 会議はおおむね次の順序で行う。

- (1) 開会
- (2) 前会議録の承認
- (3) 教育長の報告
- (4) 議事
- (5) その他
- (6) 閉会

(動議)

第10条 委員は動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、教育長は、会議に諮ってこれを議題としなければならない。

(平13教委規則9・平27教委規則3・一部改正)

(発言)

第11条 動議を提出し、又は討論しようとするものは、教育長の許可を得て発言しなければならない。

2 2人以上が発言を求めたときは、教育長は、先に発言したと認めた者に指名して発言させるものとする。

3 一議題の審議中は、他の議題について発言することができない。

(平27教委規則3・一部改正)

(採決)

第12条 教育長は、質議又は討議が終わらなくても論旨がつきたと認めたときは会議に諮って採決しなければならない。

(平13教委規則9・平27教委規則3・一部改正)

第13条 教育長は、順次委員の賛否の意見を求めて採決する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、会議に諮って記名又は無記名の投票によって採決する。

(平13教委規則9・平27教委規則3・一部改正)

第14条 修正の動議は、原案に先だって採決する。

2 修正の動議が数個あるときは、原案に最も遠いものから順次に採決する。

3 すべての修正の動議が否決されたときは、原案について採決する。

(平13教委規則9・一部改正)

第15条 削除

(平13教委規則9)

(傍聴)

第16条 会議の傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は別に定める。

(平13教委規則9・一部改正)

第3章 会議録

(会議録)

第17条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

第18条 教育長は、事務局職員を指名して会議録を作成しなければならない。

- 2 会議録には、教育長の指名した委員2人がこれを調整した職員と共に署名しなければならない。
- 3 会議録は、市ホームページへの掲載その他教育長が適当と認める方法により公表するものとする。

(平13教委規則9・平27教委規則3・一部改正)

(会議録の記載事項)

第19条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 委員及び傍聴人を除くほか議場に出席したものの氏名
- (4) 教育長の報告の要旨
- (5) 議題及び議事の概要
- (6) 議題となった動議を提出した者の氏名
- (7) 質問又は討論したものの氏名及び要旨
- (8) 議決事項
- (9) その他教育長又は会議において必要と認める事項

(平13教委規則9・平27教委規則3・一部改正)

(異議)

第20条 会議録に記載した事項について委員中に異議があるときは、教育長は、これを会議に諮って決定する。

(平13教委規則9・平27教委規則3・一部改正)

第21条 この章に定めるもののほか会議録について必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

(平13教委規則9・平27教委規則3・一部改正)

第4章 請願又は陳情

(請願の手続)

第22条 委員会に対して、請願をしようとする者は、文書によりその要旨、提出年月日及び自己の住所氏名を記し、各自署名又は押印の上、教育長に提出しなければならない。

2 委員会に対して請願をしようとする者が法人である場合は、法人の名称及び所在並びに代表者の氏名を記し、代表者が署名し、又は法人の印章を押さなければならない。

3 第1項の規定により、請願に係る文書が提出されたときは、教育長は、会議の日前2週間までに提出されたものについては、これを当該会議に付し、会議の日前2週間を過ぎて提出されたものについては、これを次回の会議に付し、委員会は、その採択の可否及びこれに伴う処理について議決しなければならない。

4 委員会は、必要と認めるときは、請願をした者又は関係者の出席を求め、説明を聴くことができる。

5 教育長は、第3項の規定による議決の結果を、請願をした者に通知しなければならない。

6 委員会が採択した請願で、教育長が措置することとせられたものについては、教育長は、その処理の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

(令2教委規則31・全改、令3教委規則2・一部改正)

(陳情の手続)

第23条 委員会に対して、陳情をしようとする者は、文書によりその要旨、提出年月日及び自己の住所氏名を記し、各自署名又は押印の

上、教育長に提出しなければならない。

- 2 委員会に対して陳情をしようとする者が法人である場合は、法人の名称及び所在並びに代表者の氏名を記し、代表者が署名し、又は法人の印章を押さなければならない。
- 3 第1項の規定により、陳情に係る文書が提出されたときは、教育長は、その処理について委員会に報告の上、陳情をした者に通知しなければならない。

(令2教委規則31・全改、令3教委規則2・一部改正)

第5章 雑則

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか委員会の会議、その他委員会の議事の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

(平13教委規則9・平27教委規則3・令2教委規則21・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、昭和39年7月11日から施行する。
- 2 和泉市教育委員会会議規則（昭和31年教委規則第3号）は廃止する。

附 則（平成13年教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成14年1月11日から施行する。

附 則（平成27年教委規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年教委規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和２年教委規則第３１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年教委規則第２号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。